

(案)

厚生労働省発老第〇号
令和〇年〇月〇日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長
市区町村長

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

令和6年度介護保険事業費補助金
(介護施設等環境改善事業)
の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「令和6年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）交付要綱」により行うこととされ、令和6年12月17日から適用することとされたので通知する。

(案)

別 紙

令和6年度介護保険事業費補助金
(介護施設等環境改善事業)
交付要綱

(通 則)

- 1 令和6年度介護保険事業費補助金(介護施設等環境改善事業)については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成12年<sup>厚生省
労働省</sup>令第6号)の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、近年の異常気象に伴う熱中症対策として、介護事業所・施設等(以下「介護施設等」という。)に冷房設備を設置するための改修等に必要な経費の一部を補助することにより、介護施設等の利用者の安全・安心を確保することを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金は、令和○年○月○日老発○○○○第○号厚生労働省老健局長通知の別紙「冷房設備設置事業実施要綱」に基づき、北海道又は管内市町村(指定都市及び中核市を含む。以下同じ。)が行う事業並びに同実施要綱に定める介護施設等に対して北海道又は管内市町村が補助する事業

(交付額の算定方法)

- 4 この補助金の交付額は、次により算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - (1) 次の表の第1欄に定める事業ごとに、第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。)を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(案)

1 事業	2 種目	3 対象地域	4 基準額	5 対象経費	6 補助率
介護施設等環境改善事業	冷房設備設置事業	北海道又は管内市町村（指定都市、中核市を含む。）	厚生労働大臣が必要と認めた額（補助対象経費の上限額：2,000千円）	冷房設備設置事業に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする）。ただし、別の負担（補助）金において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。	1 / 2

（交付の条件）

5 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業に要する経費の配分の変更をする場合（軽微な変更を除く。）は、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （2）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （3）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- （4）事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。（5）事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- （6）厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その

(案)

収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助事業者は、6に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該交付金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合（仕入れに係る消費税等相当額が0円の場合を含む。）は別紙様式5により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、当該交付金の仕入れに係る消費税等相当額があることが確定した場合には、当該仕入れに係る消費税等相当額を国庫に返還しなければならない。

- (9) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (10) 事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) この交付金に係る交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。
- (12) 北海道又は管内市町村が、民間等の事業者が実施する事業（以下「補助事業」という。）に対してこの交付金を財源の全部若しくは一部として補助金を交付する場合には、次の条件を付さなければならない。

ア (6)、(7)、(9)、(10)に掲げる条件。

この場合において「厚生労働大臣」とあるのは「北海道知事又は管内市町村長」と、「国庫」とあるのは「北海道又は管内市町村」と、「事業」とあるのは「補助事業」と読み替えるものとする。

イ 補助事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、速やかに北海道知事又は管内市町村長の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに北海道知事又は管内市町村長の承認を受けなければならない。

エ 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに北海道知事又は管内市町村長に報告してその指示を受けなければならない。

オ 補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、北海道知事又は管内市町村長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。

(案)

カ 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

キ 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

ク 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、北海道又は管内市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

(12) (11) により付した条件（イ及びウを除く。）に基づき北海道知事又は管内市町村長が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(13) 補助事業者から財産の処分による収入又は消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の一部を国庫に納付させることがある。

(14) 補助事業者が（11）による条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

6 この補助金の交付の申請は、別紙様式第2による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

なお、北海道又は管内市町村は、補助事業者が申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請させなければならない。

ただし、申請時において消費税相当額が明らかなでない場合においては、この限りではない。

(変更申請手続)

7 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、別紙様式第3による申請書に関係書類を添えて、別に定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働大臣は6又は7に定める申請書が到達した日から起算して、原則として2月以

(案)

内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 9 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 10 北海道又は管内市町村は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式第4による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度6月末日（ただし、5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日。）までに厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、6、7及び10に定める算定方法及び手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

令和6年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）（令和6年度補正予算分）調書

令和6年度厚生労働省所管

〔都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名〕

[illegible]

- 1 「国」の「歳出予算科目」は、項及び目とともに、交付決定通知書に示した事業区分名も記入すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記入すること。なお、歳出にあつては、前記1国の歳出予算科目欄において交付決定通知書に示した事業費区分名を記入する場合において、これに対応する経費が目の内訳に係るときは、当該経費を目の内訳として記入すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減等の区分を明らかにして記入すること。
- 4 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記入すること。

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事
指定都市長
中核市長
市区町村長

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）
（令和 6 年度補正予算分）の交付申請について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

申 請 額 金 円

（添付書類）

- 1 介護保険事業費補助金所要額調（別紙様式 2 - 2）
- 2 事業計画書（別紙様式 2 - 3）
- 3 積算内訳書（別紙様式 2 - 4）
- 4 歳入歳出予算書（見込書）抄本

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）（令和 6 年度補正予算分）所要額調

（都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名）

区分	種目	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	対象経費支出予定額	交付基本額	国庫補助 予定額	自治体 補助予定額	仕入れに係る消費 税等相当額	国庫補助 基 本 額	国庫補助 所 要 額	備考	補助率
		A	B	(A-B)C	D	E	(C or D or E) F	(F×補助率) G	H	I	(G-I) J	K		
		円	円	円	円	円			円		円	円		
介護保険事業費補助金	介護施設等環境改善事業													1/2
合計														

(注)

- 1
- D欄
- には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2
- F欄
- には、C 欄、D 欄、E 欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3
- G欄
- には、F 欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。
- 4
- H欄
- には、北海道又は管内市町村の補助予定額を記入する。
- 5
- K欄
- には、J 欄の額に千円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てた額を記入する。

令和6年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）（令和6年度補正予算分）事業計画書

（都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名）

No.	自治体名	法人名	事業所名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	対象経費支出予定額	交付基本額	国庫補助額	自治体補助額	仕入れに係る消費税等相当額	国庫補助額	国庫補助額	備考	補助率	事業所種別
				A 円	B 円	(A-B)C 円	D 円	E 円	(C or D or E) F	(F×補助率) G	H 円	I	(G-I) J 円	K 円			
1																1/2	
2																1/2	
3																1/2	
4																1/2	
5																1/2	
6																1/2	
7																1/2	
8																1/2	
9																1/2	
10																1/2	
合計																	

- (注)
- 1 **D欄**には、本通知に定める基準額を記入する。
 - 2 **F欄**には、C欄、D欄、E欄を比較して最も少ない額を記入する。
 - 3 **G欄**には、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。
 - 4 **H欄**には、北海道又は管内市町村の補助予定額を記入する。
 - 5 **K欄**には、J欄の額に千円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てた額を記入する。

別紙様式 2 - 4

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）（令和 6 年度補正予算分）
積算内訳書

事業の具体的内容

費目	対象経費 支出予定額 (円)	積 算 内 訳
合 計	0	

「積算内訳」欄には、実施事業所毎の支出予定額の積算基礎を記入すること。

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事
指定都市長
中核市長
市区町村長

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）
（令和 6 年度補正予算分）の変更交付申請について

標記について、次のとおり変更されたく関係書類を添えて申請する。

申 請 額

追加交付・交付決定一部取消申請額	金	円
（内訳） 国庫補助金既交付決定額	金	円
変更後国庫補助金所要額	金	円

（添付書類）

- 1 介護保険事業費補助金（追加交付・交付決定一部取消）所要額調（別紙様式 3 - 2）
- 2 事業計画書（別紙様式 3 - 3）
- 3 積算内訳書（別紙様式 3 - 4）
- 4 歳入歳出決算書（見込書）抄本

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）（令和 6 年度補正予算分）所要額調（変更交付）

(都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名)

区分	種目	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 (A-B)C 円	基準額 D 円	対象経費支出予定額 E 円	交付基本額 (C or D or E) F	国庫補助 予定額 (F×補助率) G	自治体 補助予 定額 H 円	仕入れに係る 消費税等相当 I	国庫補助 基本額 (G-I) J 円	国庫補助 所要額 K 円	備考	補助率
介護保険事業費補助金	介護施設等環境改善事業													1/2
合計														

(注)

- 1 D欄
- には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 F欄
- には、C 欄、D 欄、E 欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 G欄
- には、F 欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。
- 4 H欄
- には、北海道又は管内市町村の補助予定額を記入する。
- 5 K欄
- には、J 欄の額に千円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てた額を記入する。

令和6年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）（令和6年度補正予算分）事業計画書（変更交付）

（都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名）

No.	自治体名	法人名	事業所名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	対象経費支出予定額	交付基本額	国庫補助額	自治体補助額	仕入れに係る消費税等相当額	国庫補助額	国庫補助額	備考	補助率	事業所種別
				A 円	B 円	(A-B) C 円	D 円	E 円	(C or D or E) F	(F×補助率) G	H 円	I	(G-I) J 円	K 円			
1																1/2	
2																1/2	
3																1/2	
4																1/2	
5																1/2	
6																1/2	
7																1/2	
8																1/2	
9																1/2	
10																1/2	
合計																	

（注）

- 1 **D欄**には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 **F欄**には、C欄、D欄、E欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 **G欄**には、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。
- 4 **H欄**には、北海道又は管内市町村の補助予定額を記入する。
- 5 **K欄**には、J欄の額に千円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てた額を記入する。

別紙様式 3 - 4

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）（令和 6 年度補正予算分）
積算内訳書（変更交付）

事業の具体的内容

費目	対象経費 支出予定額 (円)	積 算 内 訳
合 計	0	

「積算内訳」欄には、実施事業所毎の支出予定額の積算基礎を記入すること。

番 号
年 月 日

厚 生 労 働 大 臣 殿

都道府県知事
指定都市長
中核市長
市区町村長

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）
（令和 6 年度補正予算分）の実績報告について

標記の国庫補助金に係る事業実績について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

精 算 額 金 円

（添付書類）

- 1 介護保険事業費補助金精算書（別紙様式 4 - 2）
- 2 事業実績報告書（別紙様式 4 - 3）
- 3 積算内訳書（別紙様式 4 - 4）
- 4 歳入歳出決算書（見込書）抄本

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）（令和 6 年度補正予算分）精算書

（都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名）

区分	種目	総事業費 A 円	寄付金その他の収入額 B 円	差引額 (A-B)C 円	基準額 D 円	対象経費 支出予定額 E 円	交付基本額 (C or D or E) F	国庫補助 予定額 (F×補助率) G	自治体 補助予定額 H 円	仕入れに係る消費 税等相当額 I	国庫補助 基本額 (G-I) J 円	国庫補助 所要額 K 円	備考	補助率
介護保険事業費補助金	介護施設等環境改善事業													1/2
合計														

（注）

- 1 **D欄**には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 **F欄**には、C 欄、D 欄、E 欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 **G欄**には、F 欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。
- 4 **H欄**には、北海道又は管内市町村の補助予定額を記入する。
- 5 **K欄**には、J 欄の額に千円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てた額を記入する。

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）（令和 6 年度補正予算分）実績報告書

（都道府県、指定都市、中核市又は市区町村名）

No.	自治体名	法人名	事業所名	総事業費	寄付金その他の収入額	差引額	基準額	対象経費支出予定額	交付基本額	国庫補助額	自治体補助額	仕入れに係る消費税等相当額	国庫補助額	国庫補助額	備考	補助率	事業所種別
				A 円	B 円	(A-B) C 円	D 円	E 円	(C or D or E) F	(F×補助率) G	H 円	I	(G-I) J 円	K 円			
1																1/2	
2																1/2	
3																1/2	
4																1/2	
5																1/2	
6																1/2	
7																1/2	
8																1/2	
9																1/2	
10																1/2	
合計																	

（注）

- 1 **D欄**には、本通知に定める基準額を記入する。
- 2 **F欄**には、C欄、D欄、E欄を比較して最も少ない額を記入する。
- 3 **G欄**には、F欄の額に補助率を乗じて得た額を記入する。
- 4 **H欄**には、北海道又は管内市町村の補助予定額を記入する。
- 5 **K欄**には、J欄の額に千円未満の端数が生じた場合に、これを切り捨てた額を記入する。

別紙様式 4 - 4

令和 6 年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）（令和 6 年度補正予算分）
積算内訳書

事業の具体的内容

費目	対象経費 支出予定額 (円)	積 算 内 訳
合 計	0	

「積算内訳」欄には、実施事業所毎の支出予定額の積算基礎を記入すること。

別紙様式 5

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事
指定都市の長
中核市の長
市区町村の長

令和○年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和○年○月○日厚生労働省発老○第○号により交付決定を受けた令和○年度介護保険事業費補助金（介護施設等環境改善事業）に係る消費税法及び地方消費税に係る仕入控除税額については、下記のとおり報告する。

記

- 1 施設の種類及び名称
- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額
金 _____ 円
- 3 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税額
金 _____ 円
- 4 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 _____ 円
- 5 補助金返還相当額
金 _____ 円

（注）記載内容を確認するための書類（確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料）を添付する。